

「北海道ゼロチャレ！家計簿」 サポーター制度実施要領

第1（目的）

この制度は、2050年ゼロカーボン北海道の実現に向け、家庭部門からの温室効果ガス排出量を見える化することにより道民の行動変容を促すために作成したスマートアプリ「北海道ゼロチャレ！家計簿」について、道民への普及促進に協力する企業・団体等を「北海道ゼロチャレ！家計簿」サポーター（以下、「サポーター」という。）として登録し、アプリの普及啓発等に資することを目的とする。

第2（サポーターの要件）

サポーターに登録できる企業・団体等は、道内に設置されている法人、団体、企業（いずれも道外に本社等を設置する法人、団体、企業の出先機関や支店・営業所等を含む）で、暴力団員関係事業者に該当しないものとする。

第3（サポーターの登録及び取り消し）

サポーターへの登録は、別に定める様式により、知事に対して申し出ることにより行うこととする。

2 知事は、サポーターが本制度の趣旨に反する行動があったと認められた場合は、登録を取り消すことがある。

第4（サポーターの役割等）

サポーターは、北海道ゼロチャレ！家計簿に関して、職員又は従業員に対し周知するなど、道と連携して可能な範囲で道民への普及促進に努めることとする。

2 道は、サポーターが自ら実施する事業等のうち北海道ゼロチャレ！家計簿の趣旨に合致するものについて、サポーターと協力し、道民に対する周知等を行うことができる。

第5（道の役割等）

道は、サポーターの取組について、道のホームページなどで紹介するとともに、サポーターと連携し、アプリの普及やゼロカーボン北海道実現のための取組を行う。

第6（庶務）

この制度に関する庶務は、北海道経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課において処理する。

第7（委任）

この要領に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月25日から施行する。